

令和2年生駒市農業委員会第10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年10月9日(金)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可承認について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
4. 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地の一時使用について

5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地の一時使用について
- 名刺
- 農業通信 23号
- イベント等対応方針
- 農業者年金と他の年金制度（2階部分）の比較（まとめ）

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻 委員、2番 山本 委員、3番 中井 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから申請が出てきたものである。

No.1～8の申請地の位置について

国道308号線の暗がり峠から東に約400mのところに位置する西畑町地内の農地8筆。

申請理由について

譲渡人は農地を多く所有しているが、所有する農地が西畑町山地のやや不便な箇所にある関係で耕作や維持管理もほとんどできず、農地の山林化が著しかったところである。

一方の譲受人は、住まいは大阪市だが、仕事の傍ら以前より譲渡人の農地2筆の耕作を手伝ってきており、その縁から所有者より農地の購入を持ち掛けられた。農業が好きだという思いが強く、今般山林化で復元がほぼ不可能であった農地を、農地として復元し本申請に至った次第である。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

また当日新規就農者面談を行っており、家が遠い点については否めないが、これまでも耕作を手伝いしてきたことその他、和泉市や沖縄の方でも農業経験があるうえ、出荷先

の予定もあることから、今後農地を有効に活用してもらえらるであろうという点については期待できると考える。

要件について

譲受人は、耕作に必要最低限の農機具等については、土地の所有者から譲り受けたり、購入したりする予定であり、また農地取得の下限面積要件については、今回譲り受ける農地が20アール以上あるので、当該要件を満たしている。

No.9～10の申請地の位置について

市立俵口幼稚園の南東約100mのところに位置する俵口町地内の農地2筆。

申請理由について

譲渡人は、二人とも高齢であり体力面で耕作は難しい状況で、主に維持管理のみされていた。2筆に隣接する農地を持つ譲受人が今後はそれぞれを、所有農地とともに一体化して利用することから、これら農地を取得すべく申請があった次第である。位置図には譲受人が既に所有する農地を示しているのを参考にしていきたい。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要最低限の農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、既に20アール以上あるので当該要件を満たしている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 No.1～8について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 一部山林化した農地であったが、木を伐採し抜根もされ、現地調査では農地として利用できる状態に復元されていた。
- 議長 No.9～10について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。譲受人は隣地で水田耕作をしており、今後畑として本農地を利用するということで、問題ないと考ええる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」についての説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕
本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができた

ものである。

No.1 の申請地の位置について

北田原大橋の東北東 5 0 m のところに位置する北田原町地内の農地 1 筆。

申請理由について

申請者は近くに居住しているが、高齢ということもあり農地の維持管理が難しくなってきた。

一方、以前から隣接する事業所に社用車のトラック等をおく駐車場を持つ法人は、そのスペースが手狭となり、設置スペース、方向転換スペースの確保が必要となったため、申請人に依頼し、本農地を車輛置場として転用、貸し出してもらうことになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が 1 0 h a 未満の区域であることから第 2 種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は自然浸透及雨水オーバーフロー分を北側水路に放流することについて、水利組合より指導を受けている。地元農家水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月 6 日に、会長をはじめとする農業委員 6 名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行った。調査をし易くするために行った草刈り後の草と鉄パイプなどのゴミ掃除を今月中旬までにしなければならぬという課題は見受けられたが、申請内容の審査のほとんどについて問題はなかった。

以上のことから、本申請は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお転用面積が 3 0 0 m²以上であるため、進達の前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。以上、審議をお願いしたい。

○議長 No.1 について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 この場所は、大きなトラック等が入りにくい場所である。譲渡人は畑をしていたが高齢のため営農継続が難しいと感じていたところ、譲受人が本農地を車輛置き場として貸してほしいということで話がまとまった。事務局の話にもあったように、農作業で利用していた耕運機やハウスの鉄パイプ等が見つかったが撤去するよう指導した。中ごろまでには撤去されると思うので問題ないと考える。よろしくをお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 駐車場に整備するための土の搬入等の工事はあるのか。現状のまま使用できるのか。

○主査 周りにある駐車場と比較すると 1 m ほど低くなっている。よって土を 3 0 ~ 8 0 cm ほど盛り、緩やかな斜面にし、トラック置き場と旋回場とすると聞いている。土を盛るにあたって懸念されるのが水路であるが、先ほどの説明の通り北側の水路に放流することによって既存の農地について影響はない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお、本申請については面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局へ依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたもの。

No.1の申請地の位置について

南田原町交差点から北に約300mに位置する南田原町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は、諸事情で財産を整理している最中で、申請としては破産管財人弁護士が申請している。

一方譲受人は本農地に隣接するところに位置する神社で、年に何度かある催し物のための用地が狭かったため、かねてより境内地を拡張したい意向があり、今般、隣接する本農地を転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設または公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であることから第3種農地に該当する。

申請にあたって、地元農家区長の同意及び水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2の申請地の位置について

高山八幡宮の西約500mのところにある高山町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は、関東に居住のまま、約80アールの農地を一昨年前3月に相続したところで、ほとんど耕作していない状態である。

一方、譲受人は、もともと30アール以上の農地を営農していたが、今年初め1月14日に審議のあった、工業団地の青空資材置場・青空駐車場の転用に協力したため（令和2年9月2日許可）、2,541㎡の所有地とそこにあった農家小屋を失った。この転用により失った農地の代替えとして、位置図にある農地2筆を先月委員会の3条許可の申請で許可を受け所有するところとなった。今回は残り1筆について、農家小屋を建

てるべく申請があった次第である。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は主に自然浸透としている。また、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上より、これらの申請は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なおNo.1～2はいずれも転用面積が300㎡以上であるため、進達の前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。以上、審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 譲受人である神社は地元の氏神である。譲り受け先として問題ないとする。よろしくをお願いしたい。

○議長 No.2について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 農業委員と共に現地確認したが特に支障ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

なお、これらの申請については面積が300㎡以上であるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請承認について」の説明を事務局へ依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、以前に奈良県知事による農地法第5条第1項の規定による許可を得、転用行為のための造成工事を着手するところであったが、その前に事業計画の変更が生じたため、今般事業計画の変更申請が出てきたもの。

申請地の位置について

南田原町交差点の西約500mに位置する南田原町地内の農地1筆。

申請理由について

本農地は、平成31年4月に奈良県知事による農地法第5条第1項の規定による許可を得て青空資材置場とする予定であったが、施工主が体調不良により入院し、工事の指示すらできない状態となり、工事の着手もできなくなった。約1年経過し、施工主が退院したときには、事業の見直しが発生し、隣接する雑種地を追加することで当初約10

00㎡であった用地を約4000㎡に変更するための、5条事業計画変更申請を行い、今年7月に審議のうえ9月4日に奈良県知事の許可も取得していた。しかしその許可後、資材置場の貸出予定のあった業者から諸事情によるキャンセルがあり、別口への貸出に変更したところ、貸し出し先から予定していた工事予定地内の私道の作りを見直すよう要望されたため設計変更が発生し、事業計画の変更が出てきたものである。今回の設計では転用の目的や工事範囲についての変更はなく、私道の作り方を変更するのみとなっている。

また、地元農家及び隣接農地の所有者の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上より、本件は転用面積が300㎡以上だが、当初転用許可のあった農地1筆と雑種地についての面積変更を伴わない設計変更だけであるので、奈良県農業会議への意見照会を経ず、奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 主要道路から申請地へ向かう道路はどれぐらいの道幅か。里道のような道では車両が入れないと思う。
- 主査 里道という呼び方はしているが道幅は5～6mほどありトラックも十分通ることができる。
- 委員 今回の申請者である会社の事業内容はどのようなものか。
- 主査 主に運送業を営んでおり、他に資材置き場や駐車場を企業向けに賃貸するという事業も行っている。
- 委員 資材置き場として企業が利用するということであるが、周辺農地に影響を及ぼすような物を置くようなことはないか。
- 主査 一昨年前の申請では、隣接する農地があったが、地元農家から資材置き場にするということで理解を得ている。また、7月の事業計画変更で隣接する雑種地も含めて転用することとなったが、その時にも周辺農地に影響を及ぼすような物は置かないといったことも含め周辺農家から同意を得ていると聞いている。
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請承認について」の承認を宣言。

なおこの申請は、農地転用がないので奈良県農業会議への意見照会を経ず、許可権者

である奈良県知事へ進達を依頼する。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の一時使用について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長〔報告読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～11及びNo.12～24については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係長〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1の申請地の位置について

往馬大社から東へ約300mのところに位置する壱分町地内の農地1筆の一部。

報告事項

青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係長〔報告読み上げ〕

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第4号「農地の一時使用について」

○係長〔報告読み上げ〕

本報告は、奈良県郡山土木事務所から道路改良工事・架橋工事に伴う現道の迂回路敷地として使用の届け出があったことの報告。国道168号線道路改良工事に伴い、期間

も定められており農地の一時使用をするものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 [報告読み上げ]

本報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1 は、約10年以上前から宅地として利用されていた農地。

報告第6号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係長 [報告読み上げ]

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可、及び許可後の進捗状況、転用による工事が完了したことの報告があったものを報告しているもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 報告事項と関連していると思うが、添付資料の「農地の一時使用について」の説明をお願いしたい。

○主査 先ほど係長が説明した報告第4号「農地の一時使用について」提出を受けた資料である。一時使用する地番、地図等が記載されているので確認をお願いしたい。なお、この地番で3条や転用等の申請の話があった場合は一時使用中であるため受けることができないなど考慮していただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○主査 〔「名刺」、「農業通信23号」、「勤務管理報告書」〕について説明。

・「名刺」について

委員の皆さんの名刺を作成したので、お配りする。残りが少なくなったら印刷するので事務局に連絡願いたい。

・「農業通信23号」について

農業通信は生駒市農業委員会が刊行する通信紙で、情報提供をする立場の女性委員を中心に、記事の取材活動を行い、年3回～4回程度刊行することとなっている。今回は新体制が発足したので、会長の挨拶をはじめ新委員の紹介を主とし、その他現在行っている利用状況調査への協力のお願いと11月に開催される農業祭の案内を記事として載せている。各農家区長宛てに15日頃に発送する予定である。

・「勤務管理報告書」について

7月に報告書の用紙をお渡ししたが、メールでの報告も受け付けるので、メールでの報告を希望される方は申し出ていただきたい。

○局長 「イベント等対応方針」について説明。

10月1日付で一部改修された生駒市としてのイベント等対応方針を資料として添付しているので一読していただきたい。

それも踏まえ、今年度の農業祭で行う葉ボタンの無料配布と親子いも掘り体験について協議したいと思う。

〈農業祭について協議・検討〉

※葉ボタンの無料配布、親子いも掘り体験、周知の方法等を協議・検討。

○局長 「人・農地プランに係る集落座談会開催状況」について説明。

農業委員会の業務の中に「座談会の開催」がある。8月の定例会で話したように、北地区については農業委員会の集落座談会と「人・農地プラン」の座談会をあわせて開催する方向である。

大北地区は2回、座談会を開催し、アンケートも終了しているので「人・農地プラン」ももうすぐ出来上がる。

久保・宮方地区、庄田地区、傍示地区については1回目の座談会とアンケートが終了している状態であるので、2回目の座談会の調整を推進委員にはお願いしたい。

芝、鹿畑、上、南田原、北田原の各地区は10、11月でアンケートを実施する予定であるので、座談会の開催を12月以降で調整していただきたい。また、この各地区は前年度1回も座談会が開催されていないので、可能な限り今年度中に1回は開催していただきたい。

○議長 集落座談会については昨年度実施できなかったところについては、今年度中に開催をお願いしたい。中地区では生産緑地制度について開催の要望があるので来年度早々にも開催したいと考える。初めて推進委員になられた方はわからないこともあると思うが、農業委員や事務局と協力して調整していただき、他の地区でも適宜開催していただくようお願いする。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○副会長 「人・農地プラン」の開催状況について、芝、鹿畑、上、南田原、北田原の各地区はアンケートも座談会も未実施ということでしょうか。

○局長 中地区、南地区は農業委員会主催の集落座談会を実施した。この座談会ではアンケートはない。一方、北地区は農業委員会主催の集落座談会と農林課が中心となって進めている「人・農地プラン」策定のための地域での話し合いという2つを開催しなければならないが、内容も重なる部分が多いことと効率的に進めていくため両方を合体させた形で行うこととした。そして、農水省の指示で「人・農地プラン」は事前にアンケートを取ってから話し合いの場を持つということになっているため、先ほどの芝、鹿畑、上、南田原、北田原の各地区はアンケートも座談会も未実施となっている。

○委員 是が非でも座談会を実施しなければというように受け取れた。コロナのこのような時期であるのに実施してよいものか、と感じた。

- 局長 コロナの関係もあるが、農水省はできるだけ今年度中に策定すること、というスタンスであるので感染症対策を十分講じて、状況を見ながら進めていきたいと考える。
- 委員 資料の大北地区の「策定済み」とは「人・農地プラン」が策定済みということか。その場合、そのアンケート結果を地図に反映しているということか。
- 局長 それでよい。アンケート結果を反映した地図を作成し、それを元に「人・農地プラン」の実質化に向けた地域での話し合いをもう一度行いたかったが、コロナの関係でその場が持てなかった。大北地区については県に申請中で、その結果を回覧できるよう担当がまとめている最中である。
- 委員 県に報告しているということであるが、アンケート結果を数値化とか地図に反映したものとか、全体像が見てわかるような形で報告しているのか。
- 局長 「人・農地プラン」では必要な項目が決められている。よって、報告した内容に話し合いの結果が全て入っているわけではない。
- 議長 大北地区の農業委員は今回新しくなされた。既に「人・農地プラン」は策定済みということであるので、事務局はこれまでの内容等について大北地区の現農業委員に伝えてもらいたい。
- 副会長 我々も詳細な部分は、まだまだ理解していない。補助金等を受けるためには、このプランの策定が必要であり、そのための地域での現状等についてのデータが出来上がったところである、という認識である。
- 局長 国の補助金を利用するためには、今回のようなプランを策定したり、農業基本構想を作成したりという条件が多々ある。ご協力をお願いしたい。
- 議長 各地区の座談会については、内容や対応等を事務局と調整し、またコロナウイルス感染症対策を十分して開催していただきたい。
- 副会長 「農業者年金と他の年金制度（２階部分）の比較（まとめ）」について説明。
農業者年金とイデコ（確定拠出年金）との比較を説明。農業者年金は家族の保険料も含めて社会保険料控除され厚生年金と同様の「終身年金」であり、65歳の年金裁定時に元本割れしている場合は、マイナス部分を補う危険準備金の仕組みが設けられており、事務経費は国が支出していることなど農業者を支える制度となっている。新規就農者だけでなく、家の農業を手伝っている方等にも案内していただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 補佐 次回の日程について
定例会 11月11日（水）午後2時 401・402会議室
現地調査 11月 6日（金）
前日11月5日（木）に同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後4時05分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番 辻 英雄

議席番号 2 番 山本 利昭

議席番号 3 番 中井 啓二
